

議案第 8 3 号

羽曳野市立教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市立教育研究所の位置を変更するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立教育研究所設置及び管理条例(平成 2 年羽曳野市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「羽曳野市軽里 1 丁目 1 番 1 号」を「羽曳野市西浦 1077 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市立教育研究所設置及び管理条例 新旧対照表

新	旧
(名称及び位置) 第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 位置 <u>羽曳野市西浦 1077 番地</u> 以下省略	(名称及び位置) 第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 位置 <u>羽曳野市軽里 1 丁目 1 番 1 号</u> 以下省略